

目黒区認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助要綱

平成 23 年 6 月 1 日付け目健高第 1334 号決定
平成 24 年 6 月 8 日付け目健高第 1392 号一部改正
平成 25 年 6 月 12 日付け目健高第 1690 号一部改正
平成 26 年 6 月 12 日付け目健高第 1411 号一部改正
平成 28 年 3 月 25 日付け目健高第 4645 号一部改正
令和 2 年 1 月 15 日付け目健高第 4379 号一部改正
令和 2 年 11 月 11 日付け目健高第 2901 号一部改正
令和 8 年 4 月 13 日付け目健高第 341 号一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、認知症高齢者が家庭的な環境の中で、専門知識と技術を持つ職員により日常生活における支援を受けながら生活することで、精神的に安定し、認知症の進行を緩やかにすることによって安定した生活ができるよう、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護を実施する施設（以下「グループホーム」という。）を整備する法人に対し、その事業に要する費用の一部を補助することにより、地域密着型サービス拠点等の整備を促進し、もって高齢者福祉の向上を寄与することを目的とする。

(運営事業者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができるグループホームを運営する事業者（以下「運営事業者」という。）は、次に定める法人とする。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）
- (5) 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 4 号に規定する企業組合

2 前項に規定するもののほか、前項各号に規定する法人がグループホーム及びこれに併設する認知症対応型デイサービスセンター又は小規模多機能型居宅介護事業所を運営する場合において、当該法人に建物を賃貸する目的でグループホームの整備事業を行う土地又は建物の所有者等（以下「オーナー」という。）は、補助金の交付を受けることができるものとする。

(暴力団等の排除)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団（目黒区暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 14 日目黒区条例第 3 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体であって、その代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるグループホーム整備事業（以下「整備事業」という。）であって、目黒区の計画に合致し、東京都が定める認知症高齢者グループホーム整備促進事業実施要綱（令和7年3月31日付け6福祉高施第2194号）の補助対象事業となる事業とする。

(1) 事業者創設型

運営事業者が新たに建物を新築若しくは既存建築物を買い取り、改修して行う整備事業。ただし、既存建築物の買取り及び改修については、建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。

(2) 事業者改修型

運営事業者が既存建築物を改修して行う整備事業

(3) オーナー創設型

土地所有者等が運営事業者に建物を賃貸する目的で新たに建築物を新築又は既存建築物を買い取り、改修して行う整備事業。ただし、既存建築物の買取り及び改修については、建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。

(4) オーナー改修型

建物所有者が運営事業者に建物を賃貸する目的で既存建築物を改修して行う整備事業

(5) 認知症対応型デイサービスセンター併設加算

前各号に掲げる整備主体がグループホーム整備と同時に行う、グループホームに併設する認知症対応型デイサービスセンターの整備事業（現に有する区有施設を使用又は改修して行う整備事業を除く。）

(6) 小規模多機能型居宅介護拠点または看護小規模多機能型居宅介護拠点併設加算

第1号から第4号までに掲げる整備主体がグループホーム整備と同時に行う、グループホームに併設する小規模多機能型居宅介護拠点又は看護小規模多機能型居宅介護拠点の整備事業（現に有する区有施設を使用又は改修して行う整備事業を除く。）

(7) 区市町村支援事業

東京都が定める令和7年度認知症高齢者グループホーム重点的整備促進地域指定基準（令和7年4月11日付け7福祉高施第18号）に基づき、東京都が指定した地域（以下「重点的整備促進地域」という。）において、第1号から第4号までに掲げる整備主体が行う、新たに施設を整備する場所にある既存建物の解体・撤去、地域交流スペース整備等の事業のうち区が必要と認める事業

(8) 定員増を目的とする増改築整備事業

運営事業者が、定員を増加する目的で既存のグループホームを増改築する事業

(9) デジタル介護機器等コンサルティングを導入する事業

グループホームの整備に併せて、使用するデジタル介護機器、次世代介護機器、介護の周辺業務機器等の選定・活用に関するコンサルティングを導入する事業

2 区長は、補助金の交付を受けようとする運営事業者、土地所有者及び建物所有者（以下「補助事業者等」という。）のうちから、別に定めるところにより補助優先順位を決定し、上位の補助事業者等から予算の範囲内で補助する。

(事業の運営)

第5条 事業の運営については、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 事業内容が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法等の法令に適合すること。

(2) 事業について、認知症高齢者の処遇経験のある社会福祉法人又は医療法人等の連携及び支援が得られること。

(3) 運営事業者はグループホーム事業を継続させて行うこと。そのため、原則として運営事業者が建物の所有権又は賃借権を有すること。

(4) 認知症高齢者の処遇及びグループホーム事業について、理解と熱意を持って事業運営を行う

こと。

- (5) 運営事業者は、介護保険法に定める地域密着型サービス事業者に指定され、又は指定される見込みがあること。
- (6) 消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）により設置が義務化された防火設備については、施行日にかかわらず本整備とあわせて整備すること。なお、スプリンクラーについては延床面積が基準以下でも整備すること。
- (7) 2階以上の建築物には、入居者の安全の確保のために外階段を整備すること。

（補助事業者等の責務）

第6条 補助事業者等は、補助金が区民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うよう努めなければならない。

（補助対象経費及び算定基準）

第7条 補助対象経費及びその算定の基準は、別表1及び別表2のとおりとし、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものを補助対象とする。

- (1) 定員については、1ユニットでは6名以上、2ユニットでは計15名以上、3ユニットでは計25名以上とする。
- (2) 夜勤職員の配置は、1ユニット当たり1名以上とする。

（補助金交付額）

第8条 補助金の交付額は、次のとおりとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 事業者創設型等整備事業

東京都が定める認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助要綱（令和7年3月31日付け6福祉高施第2196号。令和7年10月22日付け7福祉高施第1223号一部改正。以下「都補助要綱」という。）に定める額に、別表1第1欄の(1)から(5)までの区分に対応する区補助額を加算した額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない額を限度として、予算の範囲内において、区長が定める額

(2) 区市町村支援事業

都補助要綱に定める額に、別表2に対応する次に掲げる金額を比較していずれか少ない額に別表2第4欄の補助率を乗じて得た額を加算した額を限度として、予算の範囲内において、区長が定める額

ア 別表2第2欄に定める基準額

イ 別表2第3欄に定める対象経費の実支出額

(3) その他事業

都補助要綱に定める額

（補助協議及び補助内示）

第9条 補助事業者等が補助金の交付を受けようとするときは、別紙第1号様式に関係書類を添えて区長に協議しなければならない。

- 2 区長は前項の規定による書類の提出があったときは、提出書類の審査等を行い、適当と認める場合には、補助金交付について、別紙第2号様式により当該補助事業者等に内示する。
- 3 前項の場合において、区長は、当該事業に関する国の交付金又は東京都の補助金の交付についての内示があったときに限り、補助金交付について内示するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 前条第2項による内示を受けた補助事業者等が補助金の交付を受けようとするときは、区長が別に定める日までに、別紙第3号様式に関係書類を添えて区長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 区長は、前条の規定による申請があったときは、提出書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の交付の可否を決定し、その決定内容及び別に定める補助条件を付して、別紙第4号様式により、当該補助事業者等に通知する。

(申請の却下)

第12条 区長は、第10条の規定による申請に対し、交付しないことと決定した場合は、その理由を付して別紙第5号様式により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 区長は、第11条の規定による補助金の交付決定後、国の交付金又は都の補助金交付決定がなされない等の事情の変更により特に必要が生じたときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 区長は、前項の規定により措置するときは、別紙第6号様式により、補助事業者等に通知する。

(承認事項)

第14条 補助事業者等は、次の第1号又は第2号に該当するときは別紙第7号様式、第3号に該当するときは別紙第8号様式をあらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)しようとするとき。

(2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更しようとするとき。

ア 建物の規模及び構造(軽微な変更を除く。)

イ 建物等の用途

ウ 利用定員

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、承認の可否を補助事業者等に通知する。

3 第11条の規定は、前項の規定による区長の通知について準用する。

(補助対象期間)

第15条 補助事業者等に対する補助は、1か年とする。ただし、2か年以上の継続事業のときは、第8条による補助額に各年の進捗率を乗じた額(年度ごとに千円未満は切り捨てる。)を各年度の補助金額とする。この場合において、2か年以上の継続事業の補助金交付額の算定に当たっては、着工年度の補助要綱に定める算定方法を適用する。

(補助事業の完了時期)

第16条 補助事業者等は、補助金の交付の決定に係る区の会計年度内に補助事業を完了しなければならない。ただし、区長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(状況報告)

第17条 補助金の交付決定を受けた補助事業者等は、補助事業の進捗状況を、定期的に区長に報告しなければならない。

(事故報告)

第 18 条 補助事業者等は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 19 条 補助金の交付決定を受けた補助事業者等は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付決定日の属する会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに速やかに、別紙第 9 号様式に関係書類を添えて区長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 20 条 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙第 10 号様式により補助事業者等に通知する。

(補助金の請求)

第 21 条 前条の規定による補助金額の確定通知を受けた補助事業者等は、速やかに別紙第 11 号様式により、区長に請求するものとする。

(補助金の交付時期)

第 22 条 区長は、補助事業者等から前条による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第 23 条 区長は、第 20 条の規定による審査又は調査の結果、補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者等に対し、当該補助事業をこれらに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

2 第 19 条の規定は、前項の命令により補助事業者等が必要な処置をした場合に準用する。

(決定の取消し)

第 24 条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り或其他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助事業等の事業を廃止したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に基づく命令に違反したとき。

(5) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。

2 前項の規定は、第 20 条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後においても適用する。

3 第 13 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による取消しの場合に準用する。

(補助金の返還)

第 25 条 区長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事

業者等に対し、東京都が定める補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成 23 年 6 月 1 日 23 財主財第 38 号）を準用し、別に定める日（以下「納期日」という。）までに、その全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

（違約加算金）

第 26 条 補助事業者等は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（延滞金）

第 27 条 補助事業者等は、第 25 条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（他の補助金等の一時停止等）

第 28 条 区長は、補助事業者等が補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（財産処分の制限）

第 29 条 補助事業者等は、補助事業により取得した不動産又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（財産処分等に伴う収入の納付）

第 30 条 補助事業者等が、前条の規定により区長の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、区長は、この収入の全部又は一部を納付させることができる。

（財産管理）

第 31 条 区長は、補助事業者が補助事業により取得した不動産又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその運用を図らなければならない。

（書類の整理等）

第 32 条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しなければならない。

（消費税等に係る税額控除の報告）

第 33 条 補助事業者等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合は、別紙第 12 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに区長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を区に返還しなければならない。

（その他）

第34条 この要綱に定める事項のほか、補助金の交付について必要な事項は、目黒区補助金等交付規則（昭和43年3月目黒区規則第6号）に定めるところによる。

（委任）

第35条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年6月8日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年6月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年6月12日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年3月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年1月15日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年11月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月13日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表1 (第7条関係)

1 区分	2 区補助基準額 (1ユニット当たり)	3 対象経費	4 補助率
(1) 事業者創設型	6,250,000円	<p>運営事業者がグループホームの整備に要する経費</p> <p>①施設整備費</p> <p>ア 新たに建物を創設する経費</p> <p>イ 既存建築物を買い取り、改修する経費</p> <p>②工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6％に相当する額を限度とする。）ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる負担金補助及び交付金等の経費を含む。</p>	10/10
(2) オーナー創設型	6,250,000円	<p>土地所有者等が、運営事業者に建物を賃貸する目的で行うグループホームの整備に要する経費</p> <p>①施設整備費</p> <p>ア 新たに建物を創設する経費</p> <p>イ 既存建築物を買い取り、改修する経費</p> <p>②工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6％に相当する額を限度とする。）ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる負担金補助及び交付金等の経費を含む。</p>	10/10
(3) 事業者改修型	6,250,000円	<p>運営事業者がグループホームの整備に要する経費</p> <p>①施設整備費</p> <p>ア 所有する建物の改修経費</p> <p>イ 借り上げる建物の改修経費</p> <p>②設備整備費</p> <p>③工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6％に相当する額を限度とする。）ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる負担金補助及び交付金等の経費を含む。</p>	10/10

(4) オーナー改修型	6,250,000円	<p>建物所有者が運営事業者に建物を賃貸する目的で既存建物を改修して行うグループホームの整備に要する経費</p> <p>①施設整備費 ア 所有する建物の改修経費</p> <p>②設備整備費</p> <p>③工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6%に相当する額を限度とする。）ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる負担金補助及び交付金等の経費を含む。</p>	10/10
(5) 併設加算	5,000,000円	<p>グループホームの整備に併せて、次のものを併設する場合に加算する額</p> <p>①小規模多機能型居宅介護拠点 ②看護小規模多機能型居宅介護拠点 ③認知症対応型デイサービスセンター</p>	10/10

別表2 （第7条関係）

1 区分	2 区補助額 (1ユニット当たり)	3 対象経費	4 補助率
区市町村支援事業	7,000,000円 (重点的整備 促進地域のみ)	<p>施設整備費及び設備整備費のうち、区が必要と認める額</p> <p>(1)及び(2)において、既存建物の解体撤去及び地域交流スペースの整備に要する経費</p>	1/2

備考

1 第3欄の対象経費について、次に掲げる費用については、補助対象としない。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 門、囲障又は構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用

(3) その他施設整備事業として適当と認められない費用

2 施設整備費とは、施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費(対象経費)の2.6%に相当する額を限度とする。）をいう。ただし、区分(5)区市町村支援事業において補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、前述の施設整備費と同等と認められる購入費等を含む。

3 設備整備費とは、設備の整備に必要な需用費、使用料及び賃借料、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費をいう。